

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。

納期限までに納付してください。

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地、家屋、償却資産(固定資産)を所有している人に課税される税金です。

固定資産税を納める人(納税義務者)とは、原則として賦課期日現在の固定資産の所有者です。

したがって、年の途中で売買などで所有者が変わっても、賦課期日現在の所有者が納税義務者です。

また、所有者が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日で固定資産を現に所有している人(相続人など)が納税義務者となります。

都市計画税とは、下水道、街路、公園の整備など、都市計画法や土地区画整理法に基づく事業を推進するための費用に充てる目的税で、固定資産税と併せて納めてもらうものです。

免税点

守口市内において同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの固定資産税課税標準額の合計額が次の場合、固定資産税・都市計画税は課税されません。

- ▽土地：30万円未満
- ▽家屋：20万円未満

▽償却資産：150万円未満

納期限

- 第1期 5月31日(水)
- 第2期 7月31日(月)
- 第3期 10月2日(月)
- 第4期 11月30日(木)

減免制度

次のいずれかに該当する固定資産は固定資産税・都市計画税が減額または免除される場合があります。

- ▽生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産
- ▽不慮の災害で納税できなくなった人が所有する固定資産
- ▽災害などで使用することができなくなった固定資産

該当する固定資産の所有者は、減免申請書に必要書類を添えて、所定の期限内に課税課資産税担当へ提出してください。

審査請求および審査申出

固定資産税・都市計画税の賦課について不服があるときは、市長に審査請求をすることができます。また、固定資産の価格(評価額)に関して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

いずれも納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内です。

問 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

国民健康保険・後期高齢者医療 平日夜間・休日窓口開庁の お知らせ

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。

国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日に中に来庁が難しい人は利用してください。

なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 5月22日(月)・24日(水)・26日(金)いずれも午後5時30分～8時

軽自動車税(種別割)の 納税通知書を発送

軽自動車税(種別割)はその年の4月1日現在で原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。5月31日(水)までに納付してください。

なお、継続検査(車検)が必要な軽自動車および二輪の小型自動車は、納税通知書(口座振替用以外)について「継続検査用納税証明書」を利用してください。

すでに軽自動車などを譲渡したり、使用していない場合は、廃車などの手続きをしてください。

▽減免制度

身体障害者手帳などを持っている人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。減免を受けられるには、毎年度申請が必要です。

申請期限は5月31日(水)です。申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

問 課税課税政担当

TEL 06・6992・1458

人間ドックの受診費用の助成

対令和5年4月1日～令和6年3月31日に人間ドックを受診し、次のいずれにも該当する人

- ①人間ドック受診日において、守口市国民健康保険の被保険者であり、かつ今年度中に40歳以上になること
- ②今年度中に実施する市民総合(特定)健康診査を受診していないこと
- ③過年度の保険料について、完納または納付誓約を履行していること

注 助成額の上限2万円1千円

持 被保険者証、振込先の口座情報がわかるもの、領収書(原本)、検査結果通知書、問診票

脳ドックの受診費用の助成

対令和5年4月1日～令和6年3月31日に脳ドックを受診し、次のいずれにも該当する人

- ①脳ドック受診日において、守口市国民健康保険の被保険者であり、かつ今年度中に40歳以上になること
- ②脳のMRI、MRA検査を受診していること
- ③過年度の保険料について、完納または納付誓約を履行していること

注 助成額の上限1万8千円

持 被保険者証、振込先の口座情報がわかるもの、領収書(原本)、検査結果通知書

申 問 保険課

TEL 06・6992・1545

廃車などの問い合わせ先

車種	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車(軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126cc～250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
手続き・問い合わせ先	守口市役所 課税課 税政担当 住所：守口市京阪本通2-5-5 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 住所：高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 住所：寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に必要なもの	上記へ問い合わせください。		

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、現金自動預払機(ATM)で直接

各種がん検診・肝炎ウイルス検査 骨密度測定が 無料で受診できます

守口市国民健康保険の被保険者が各種がん検診(胃がん、子宮頸がん、肺がん(喀痰検査)、乳がん(マンモグラフィ)、大腸がん、前立腺がん)ならびに肝炎ウイルス検診および骨密度測定を受診した際の自己負担額を全額助成しています。

助成を受けるには、必ず市民保健センターへ検診などの予約を行ってください。その後、市民保健センターから受診票または問診票が送られてきます。検診などの当日に、受診票または問診票と併せて、国民健康保険被保険者証を受診機関で提示すると、自己負担額の支払いが不要となります。

注 各種検診などを受ける日において、守口市国民健康保険の被保険者である人

注 対象年齢は、検診内容によって異なるので、広報もりぐち4月号に折り込みの健康カレンダーで確認してください。

予約専用電話

TEL 06・6992・2347

問 保険課

TEL 06・6992・1545